

令和4年度 政策特別要領

(西武信用金庫)

1 目的

この要領は、令和4年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第2 政策課題対応資金 3 金融機関提案融資 二 政策特別」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

(1) 取扱金融機関

西武信用金庫

(2) 名称

西武経営基盤強化（略称：政特13西経基）

(3) 目的

都内中小企業者及び組合のニーズに合わせた専門家を派遣し、明らかとなった経営課題に対する解決策の提案と併せて必要な資金を低利で融資することにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(4) 融資目標額

40億円

3 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

4 融資対象

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件（要項総則の3）を満たすこと。
- (3) 専門家派遣による経営支援を受けていること。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金 ただし、専門家派遣により抽出した経営課題の解決に必要な資金に限る。
融資限度額 (注1)	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	【変動金利】短プラ
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率0.2%に相当する信用保証料を補助する。

保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は原則として無担保とし、8,000 万円を超える場合は要項総則の 4 に定めるとおりとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

(注1)「政策特別」の既往融資残高を含める。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで。

(2) 融資申込受付機関

西武信用金庫

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の 5 に定める書類	所定部数
専門家派遣報告書	1 部

7 融資申込受付後の処理

要項総則の 6 に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「政特 1 3 西経基」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

(1) 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、専門家派遣による経営支援を行うものとする。専門家派遣は、取扱金融機関の費用負担にて実施し、取扱金融機関の事業年度ごとに年間 3 回までを上限とする。

(2) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、7 月に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

また、専門家派遣による経営支援を受けている場合は、決算書等財務諸表の提出にあわせて、所定の報告書により経営支援状況を報告するものとする。

附 則 (令和 4 年 3 月 14 日 3 産労金第 1268 号決定)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。